

## ○我孫子市消防団規則

令和 7 年 9 月 29 日

規則第 51 号

我孫子市消防団規則（昭和 40 年規則第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定に基づく我孫子市消防団（以下「消防団」という。）の組織、消防団員の階級等その他消防団の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 消防団は、消防団本部（以下「団本部」という。）並びに団本部付け分団及び方面を構成する分団をもって組織し、方面の構成、分団の名称及び管轄区域は別表第 1 のとおりとする。

（階級等）

第 3 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 団本部に消防団長、副団長及び方面隊長を、分団に分団長、副分団長、部長、班長、機械責任者及び団員を置く。

3 消防団長は団長の、副団長及び方面隊長は副団長の、分団長は分団長の、副分団長は副分団長の、部長は部長の、班長は班長の、機械責任者及び団員は団員の階級にある者をもって充てる。

4 消防団の階級別の定数は、別表第 2 のとおりとする。

5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、団本部に団本部付け分団以外の団員を置くことができ、その定数は、その都度各分団の人員状況を考慮して分団の定数を増減し、市長が定めるものとする。この場合において、当該団員の定数は、我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年条例第 12 号。以下「条例」という。）第 2 条に規定する消防団員の定数の 1 割を超えない数とする。

(職務)

第4条 消防団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督して法令、条例及び規則の定める職務を遂行する。

2 副団長は、消防団長を補佐し、消防団長に事故があるとき、又は消防団長が欠けたときは、消防団長があらかじめ定める順序に従い、その職務を代理する。

3 方面隊長は、上司の命を受けて所管する分団を指揮監督する。

4 分団長は、上司の命を受けて分団の事務を処理し、所管する分団の消防団員を指揮監督する。

5 副分団長は、分団長を補佐し、上司の命を受けて分団の事務を処理する。

6 部長、班長、機械責任者及び団員は、上司の命を受けて分団の事務を処理する。

(任期)

第5条 消防団長、副団長及び方面隊長（以下この条において「団長等」という。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の団長等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 団長等は、再任されることができる。

(失格)

第6条 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

(1) 所在不明となって1月以上に及んだとき。

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(年額報酬を支給しない団員)

第7条 条例第11条第2項の規則で定める団員は、第3条第5項の規定により団本部に置かれた団本部付け分団以外の団員とする。

(災害出動)

第8条 火災出動は、別表第3に定める出場計画によるものとする。

2 水防活動その他の災害出動は、我孫子市水防計画、我孫子市地域防災計

画及び消防長が別に定める災害出場計画によるものとする。

- 3 消防車が災害現場に向かうときは、乗車定員の厳守、機関担当者の厳選及び交通法規の定める走行速度に従い、必要に応じてサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の鎮火信号は、鐘又は警笛に限られるものとする。

(区域外出動)

第9条 消防団は、消防長又は消防署長の命令を受けることなく本市の区域外（消防組織法第39条の規定による相互応援協定区域内を除く。以下この条において同じ。）の水火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、出動の際は当該区域外でないと認められたにもかかわらず現場に近づくに従って当該区域外と判明したときは、この限りでない。

(防衛活動)

第10条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、機械器具及び資材を有効に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり損害を最小限にとどめるよう災害防衛及び鎮圧に努めなければならない。

(現場保存)

第11条 火災現場にある全ての消防団員は、火災現場の保存に努めなければならない。

- 2 消防団員は、水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、災害現場を保存し、その経過を消防長又は災害現場の指揮者に報告しなければならない。

(施設等の配置、管理及び定期点検)

第12条 市長は消防団に必要な施設及び機械器具（以下この条において「施設等」という。）を配置し、消防団長及び分団長はこれを適正に管理しなければならない。

- 2 消防団長は、施設等を破損し、又は亡失したときは、その理由を付して消防長を通じて市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、施設等を故意又は重大な過失により破損し、又は亡失した者に

対して、弁償させることができる。

4 消防団員は、配置された機械器具について毎月1日及び15日に点検を実施し、常にこれを完全に整備しておかなければならない。

(文書簿冊)

第13条 消防団は、次の簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 備品台帳
- (3) 消防沿革誌
- (4) 消防団管轄区域図
- (5) 消防団通達書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、消防団の活動のために必要な簿冊

(教養訓練)

第14条 消防団長は、消防団員の資質の向上及び技能の養成に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

(表彰)

第15条 市長は、消防団又は消防団員がその任務遂行に当たって功労が特に抜群である場合は、これを表彰する。

2 前項の場合において、消防団員については、消防団長が表彰を行うことができる。

(感謝状)

第16条 市長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者若しくは団体又は分団長以上の階級にあった消防団員に対して感謝状を授与する。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場における人命救助
- (4) 水火災その他の災害時における警戒防御又は救助に関し、消防団に対してなした協力

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、消防団の組織、消防団員の階級等その他消防団の運営に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

方面及び分団 の名称		管轄区域
第 1 方 面 隊	第1分団	台田1丁目～台田4丁目、根戸、根戸新田、呼塚新田、船戸 1丁目～船戸3丁目、布施、布施下、弁天下、久寺家、久寺 家1丁目、久寺家2丁目、北新田の一部、つくし野、つくし 野1丁目～つくし野7丁目、我孫子の一部、我孫子1丁目～ 我孫子4丁目、白山1丁目～白山3丁目、本町1丁目～本町 3丁目、我孫子新田、緑1丁目、緑2丁目、寿1丁目、寿2 丁目、若松、並木5丁目～並木9丁目、栄、泉
	第2分団	
	第3分団	
	第4分団	
第 2 方 面 隊	第5分団	北新田の一部、我孫子の一部、柴崎、柴崎台1丁目～柴崎台 5丁目、青山、南青山、青山台1丁目～青山台4丁目、高野 山、高野山新田、天王台1丁目～天王台6丁目、東我孫子1 丁目、東我孫子2丁目、日の出、下ヶ戸、岡発戸、岡発戸新 田、都部、都部新田の一部、都部村新田、上沼田の一部、湖 北台9丁目、湖北台10丁目
	第6分団	
	第7分団	
	第8分団	
第 3 方 面 隊	第9分団	中峠、中峠台、湖北台1丁目～湖北台8丁目、都部新田の一 部、中峠村下、中里、中里新田、上沼田の一部、古戸、日秀、 日秀新田、中沼田、新木の一部、新木村下
	第10分団	
	第11分団	
	第12分団	
第 13 分 団	第13分団	新木の一部、新木野1丁目～新木野4丁目、南新木1丁目～

4 方 面 隊	第14分団	南新木4丁目、大作新田、下沼田、江蔵地、布佐、布佐1丁目、布佐平和台1丁目～布佐平和台7丁目、浅間前新田、浅間前、布佐下新田、三河屋新田、相島、相島新田、都、布佐西町、新々田
	第15分団	
	第16分団	

別表第2（第3条関係）

階級		団長	副団長		分団長	副分団長	部長	班長	団員		計
職名		団長	副団長	方面隊長	分団長	副分団長	部長	班長	機械責任者	団員	
団本部		1	2	8							11
団本部付け分団					1	1	1	1	1	10	15
第1方面隊	第1分団			(2)	1	1	1	1	1	7	12
	第2分団				1	1	1	1	1	8	13
	第3分団				1	1	1	1	1	7	12
	第4分団				1	1	1	1	1	7	12
第2方面隊	第5分団			(2)	1	1	1	1	1	7	12
	第6分団				1	1	1	1	1	8	13
	第7分団				1	1	1	1	1	7	12
	第8分団				1	1	1	1	1	7	12

	団										
第3方面隊	第9分団			(2)	1	1	1	1	1	8	13
	第10分団				1	1	1	1	1	7	12
	第11分団				1	1	1	1	1	7	12
	第12分団				1	1	1	1	1	7	12
第4方面隊	第13分団			(2)	1	1	1	1	1	7	12
	第14分団				1	1	1	1	1	7	12
	第15分団				1	1	1	1	1	7	12
	第16分団				1	1	1	1	1	8	13
計		1	2	8	17	17	17	17	17	126	222

備考 定数13人の分団は消防ポンプ自動車分団とし、定数12人の分団は小型動力ポンプ積載車分団とする。

別表第3（第8条関係）

出場計画

出場命令区分	第1出場	第2出場	第3出場	特命出場
火災状況等	担任方面隊管轄区域内に火災の発生を覚知した場合	特殊防火対象物火災及び警報発令時等特殊条件下火災	最先着隊指揮者の状況判断により	特命により

方面別	出場部隊名			
	第 1 出場隊	第 2 出場隊	第 3 出場隊	特命出場隊
第 1 方面隊管内	第 1 分団、第 2 分団、第 3 分団及び第 4 分団	第 1 出場隊並びに第 5 分団、第 6 分団、第 7 分団及び第 8 分団	第 2 出場隊並びに第 9 分団、第 10 分団、第 11 分団及び第 12 分団	第 3 出場隊、第 13 分団、第 14 分団、第 15 分団及び第 16 分団並びに団本部付け分団
第 2 方面隊管内	第 5 分団、第 6 分団、第 7 分団及び第 8 分団	第 1 出場隊並びに第 1 分団、第 2 分団、第 3 分団及び第 4 分団	第 2 出場隊並びに第 9 分団、第 10 分団、第 11 分団及び第 12 分団	第 3 出場隊、第 13 分団、第 14 分団、第 15 分団及び第 16 分団並びに団本部付け分団
第 3 方面隊管内	第 9 分団、第 10 分団、第 11 分団及び第 12 分団	第 1 出場隊並びに第 13 分団、第 14 分団、第 15 分団及び第 16 分団	第 2 出場隊並びに第 5 分団、第 6 分団、第 7 分団及び第 8 分団	第 3 出場隊、第 1 分団、第 2 分団、第 3 分団及び第 4 分団並びに団本部付け分団
第 4 方面隊管内	第 13 分団、第 14 分団、第 15 分団及び第 16 分団	第 1 出場隊並びに第 9 分団、第 10 分団、第 11 分団及び第 12 分団	第 2 出場隊並びに第 5 分団、第 6 分団、第 7 分団及び第 8 分団	第 3 出場隊、第 1 分団、第 2 分団、第 3 分団及び第 4 分団並びに団本部付け分団

備考 各方面隊管轄区域内で発生した火災に対しては、あらかじめ本表に

定める区分により出動し、防御に当たるものとする。